

#### 第1条（使用許諾）

おかやま信用金庫（以下「当金庫」といいます）が提供する「おかやましんきん電子記録債権サービス」の利用者（以下「お客様」といいます）は、でんさいネット記録請求一括登録用データ作成ソフト「一括請求Assist®」（以下「本ソフトウェア」といいます）を、本使用約款の各条に従うことを条件に無償で使用するものとします。

#### 第2条（利用する目的の範囲）

当金庫は、お客様が「おかやましんきん電子記録債権サービス」を利用する目的の範囲内で、本ソフトウェアの使用を許諾するものとします。

#### 第3条（使用の制限）

1. お客様は、本ソフトウェアおよび付属するドキュメントの複製をおこなってはならないものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等にかなる変更または修正もおこなってはならないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアの全部または一部および本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等の全部または一部について、リバースエンジニアリングその他の方法により解析をおこなってはならないものとします。
4. お客様は、本ソフトウェアの全部または一部および本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等に表示した著作権表示を削除してはならないものとします。

#### 第4条（ソフトウェアの権利関係）

1. お客様は、本使用約款に基づく使用許諾を除き、本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートに基づき提供された全てのプログラム等および情報等に関するいかなる権利も有しません。
2. 本使用約款に基づく使用許諾を除く本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等に関する一切の権利は株式会社NTTデータフロンティアに帰属します。

#### 第5条（機密保持）

お客様は、本使用約款の契約の継続中および契約終了後においても、本ソフトウェア、本ソフトウェアの使用を通じて知り得た本ソフトウェアに関する全ての情報、本ソフトウェアのサポートに基づき提供された全てのプログラムおよび情報ならびに本ソフトウェア・サポートを通じて知り得たソフトウェアおよびソフトウェア・サポートに関する全ての情報について、機密保持をおこなうものとし、第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号に規定する情報は、機密保持の対象外とします。

- （1）当該情報を取得した時点で既に公知となっていた情報
- （2）本使用約款に違反することなく当該情報を取得した後に公知となった情報
- （3）当該情報を取得した時点で既にお客様が保有していた情報
- （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- （5）当金庫から開示された秘密情報を利用することなく独自に知得した情報

#### 第6条（従業員等に対する措置）

1. お客様は、お客様の従業員、派遣社員、嘱託社員等お客様の指揮・命令を受けて、お客様の業務に従事する者（以下「お客様の従業員等」といいます）に対して、本使用約款の目的に必要な範囲で、本ソフトウェアを使用させることができるものとします。なお、お客様は、お客様の従業員等に本ソフトウェアを使用させるにあたっては、本使用約款に

においてお客様が負っている義務と同等の義務を遵守させるものとします。

2. 前条の規定に関わらず、お客様は、本ソフトウェアの使用のために必要な情報をお客様の従業員等に開示することができます。ただし、この場合には、お客様は、お客様の従業員等が、知り得た前条所定の情報を第三者に開示若しくは本使用約款の目的に必要な範囲を超えて利用または使用しないよう適切な措置をとるものとします。

#### 第7条（契約終了時の義務）

お客様は、本使用約款による契約が終了した場合、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアの使用を通じて知り得た本ソフトウェアに関する情報を含む書類、電磁的記録媒体その他これらに類するもの、本ソフトウェアのサポートに基づきお客様に提供された全てのプログラムおよび情報を含む書類、電磁的記録媒体その他これらに類するもの、ならびに本ソフトウェアのサポートを通じてお客様が知り得た本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのサポートに関する情報を含む書類、電磁的記録媒体その他これらに類するものは、お客様の責任と負担において、廃棄するものとします。

#### 第8条（損害賠償）

本ソフトウェアを使用してお客様が期待する結果が得られなかった場合や、本ソフトウェアを使用した結果、お客様が直接的あるいは間接的に損害を被った場合については、本ソフトウェアないしデータの瑕疵その他原因の如何に関わらず、当金庫は賠償の責めを負いません。

#### 第9条（免責）

天災・火災・騒乱等当金庫の責に帰すことのできない事由等やむを得ない事由により本ソフトウェアに関するサービスの取扱が遅延したり不能となった場合は、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### 第10条（譲渡）

お客様は、本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等および付属するドキュメントの全部または一部を第三者に譲渡したり、使用許諾、占有の移転その他の方法で使用または占有させることはできません。また、お客様は本使用約款上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

#### 第11条（契約の終了）

1. お客様は、本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等ならびに付属するドキュメントを廃棄することによって、いつでも契約を終了させることができます。
2. 当金庫は、お客様が本使用約款に違反したとき、または契約の継続に支障が生じた場合、直ちに契約を終了できるものとします。この場合、お客様は、本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等ならびに付属するドキュメントを廃棄しなければなりません。

#### 第12条（規定の変更）

当金庫は、お客様に事前に通知することなく、本使用約款の内容を任意に変更できるものとします。変更する場合は、当金庫ホームページへの掲載により、お客様に告知します。

#### 第13条（準拠法・管轄）

本使用約款の準拠法は日本法とします。本使用約款に関する訴訟については、当金庫所在地の管轄裁判所とします。

以上